

○新見市スギ間伐材運搬経費支援事業補助金交付要綱

平成22年3月2日

告示第19号

改正 平成25年3月4日告示第35号

平成27年2月18日告示第16号

平成29年11月1日告示第147号

令和5年2月15日告示第16号

(趣旨)

第1条 この告示は、木材価格の長期低迷による林業の収益性の悪化により、間伐意欲が減退するなか、特に価格の安いスギ間伐材について、市内の山土場から市内の原木市場等までの運搬経費に対し、予算の範囲内において新見市スギ間伐材運搬経費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、森林所有者（森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人をいう。以下「申請者」という。）とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 申請者が所有又は管理する森林のスギ間伐材を運搬するもの

(2) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者

2 前項に掲げる申請者は、当該補助金と、他の補助金を併用することができる。

(補助対象)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新見市内の山土場から市内の原木市場等までのスギ間伐材の運搬事業とする。ただし、スギ林の間伐を推進するため、市長が特に必要と認めた場合に限り、市内の原木市場以外へ運搬することができる。また、皆伐は対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金額は、スギ材の運搬材積1m³あたり500円とし、材積は小数点以下第3位切り捨て第2位止めとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、事業の終了後速やかに新見市スギ間伐材運搬経費支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 間伐施業位置図及び森林基本図の写し

(2) 出荷量が確認できる伝票等の写し及び運搬車積み込み状況写真

(3) 伐採及び伐採後の造林届出書受理通知書の写し（森林経営計画対象森林内における間伐の場合は不要）

(4) 納税等状況調査同意書

(5) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の申請は、申請年度の前年度に完了した補助対象事業及び過年度から継続して申請年度に完了した補助対象事業についても行うことができるものとする。

(交付決定及び補助金額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは予算の範囲内において速やかに補助金の額を決定し、補助金等交付決定通知書及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、新見市スギ間伐材運搬経費支援事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月4日告示第35号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月18日告示第16号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日告示第147号）

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和5年2月15日告示第16号）

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。